

名古屋市食品国保の組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
保険料が減免となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

⇒ **保険料を全額免除**

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の収入減少(*)が見込まれる世帯の方

⇒ **保険料の一部を減額**

※保険料が減免される具体的な要件

組合員の事業収入又は給与収入が、前年に比べて10分の3以上減少する見込みである場合

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- 保険料の減免額**は、保険料額に事業収入等に係る減少率に応じて下記の減免割合をかけた金額です。

収入の減少率	減免割合
5割以上	100%
4割以上5割未満	75%
3割以上	50%

ご自身が減免に該当すると思われる方は、申請に必要な書類等を所属する業態組合までご連絡（お届け）ください。

※事業収入、給与収入以外の収入を用いて申請される場合や平成31年1月以降に事業を開始された方は、下記事務局までお問い合わせください。

名古屋市食品国民健康保険組合事務局

電話：052-261-7661

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免に関するQ&A

Q 1 今回の減免申請はいつからできますか。また、いつまでにしなければなりませんか。

減免申請できる日は、令和2年6月15日(月)からになります。

また、減免申請書の提出期限は、令和3年3月分までの保険料が対象となるため、その納期限である令和3年3月31日までに提出する必要があります。

Q 2 減免の対象になるかどうかは、どのように判定しますか。

新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業収入、給与収入などのいずれかの減少が見込まれ、2019年中（平成31年1月から令和元年12月）の収入額に比べて、2020年中の収入見込額が30%以上減少する場合に減免の対象になります。

Q 3 組合員の家族に年金収入などがある場合について、今回の減免はどのように考えたらよいか。

国保組合の組合員について、減免の対象になるかどうかの判定は、組合員のみでの収入で行います。

例えば、組合員の世帯に、事業専従者収入や年金収入がある家族がいたとしてもその収入を含めないで減免を判定します。

Q 4 案内文の「保険料が減免される具体的な要件」の中で「事業収入又は給与収入など」と記載してあり、他にどのような収入がありますか。

減免対象となる収入は、事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入に限られます。不動産収入、山林収入で減免申請を希望される方は、事務局までお問い合わせください。

Q 5 自治体からの支援金や雇用調整助成金等は収入として判断するのか。

2020年中の事業収入見込額を算出する際には、地方自治体からの「協力金」、「雇用調整助成金」及び中小企業向けの「持続化給付金」などは、事業収入の金額に含めないで計算してください。

Q 6 平成31年以降に事業所を開設し、国保組合に加入しました。減免申請できますか。また、できる場合、どのように2019年中の収入を求めたらよいですか。

国において検討中。